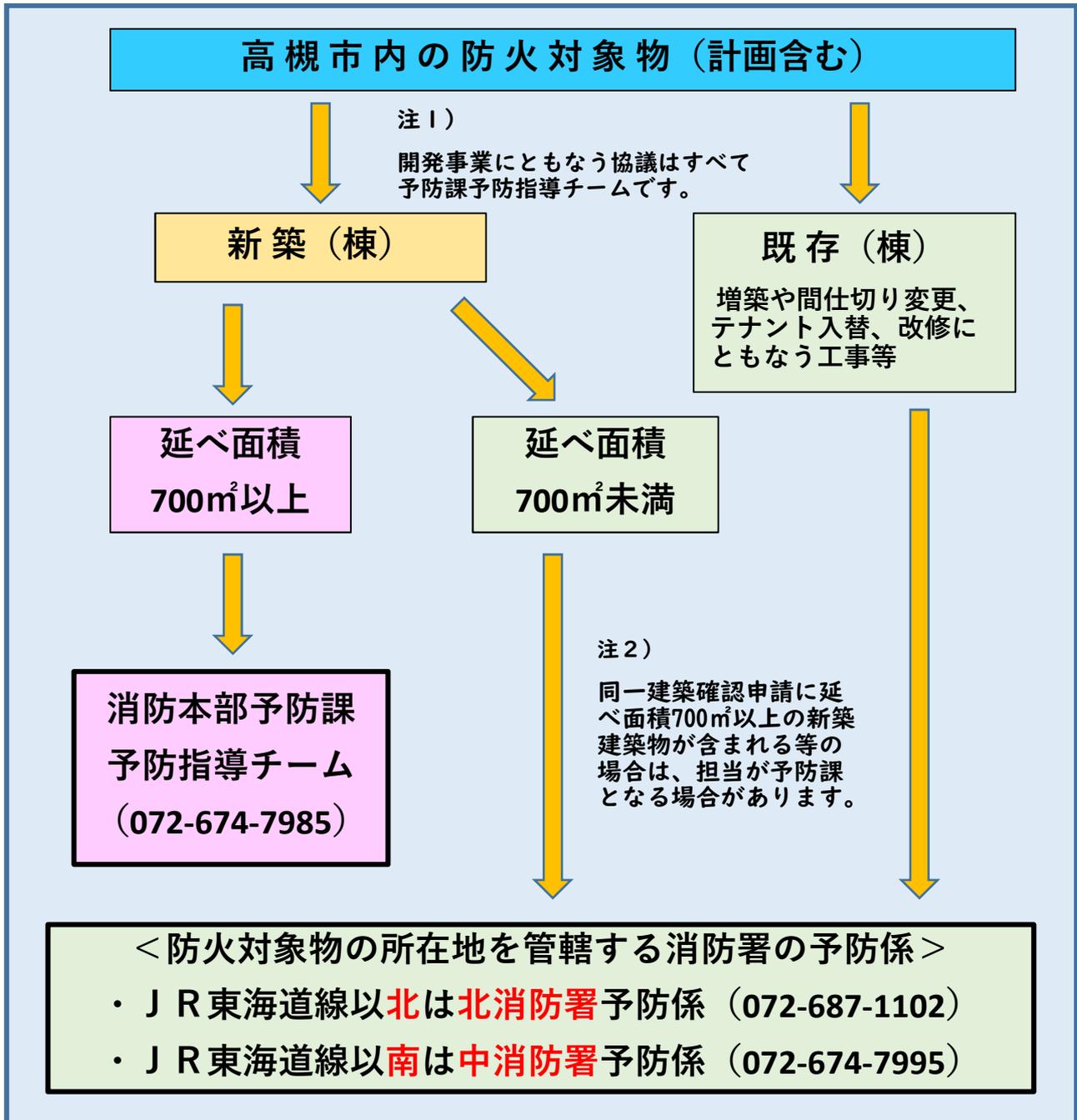


消防用設備等の工事にもなう着工・設置届出や事前相談について

以下の図を参考に届出や事前相談をお願いします。

(わからない場合は、予防指導チームまでご相談下さい)



★消防用設備等関係書類の提出や事前協議のために窓口にお越しになる際は、窓口での混雑緩和のため、あらかじめ担当窓口へ電話予約されることをお勧めします。

★執務時間 8時45分から17時15分（土日曜日、祝・休日を除く）

★防火対象物使用開始届や変電設備等、高槻市火災予防条例に基づく届出は、新築で延べ面積が700㎡以上であっても、所在地を管轄する消防署となりますので、ご注意ください。